

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 39 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018 年 5 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

意図的でない価格協定に対する企業の責任

旅行代理店である Flight Centre が、複数の航空会社に対し、Flight Centre が販売する航空券よりも安い価格で航空券を販売しないよう交渉を試みた事案において、連邦裁判所は、Flight Centre の行為は、競争法上の価格協定行為の未遂にあたるとして、Flight Centre に対し、1,250 万豪ドルの民事罰を科しました。本判決により、企業が、純粋に利益追求のための交渉を適法に行っている信じ、競争法上違法とされる価格協定を行っているとの認識がなかったとしても、競争法上の責任が発生することが明らかになりました。

また、オーストラリア競争・消費者委員会（Australia Competition and Consumer Commission）が競争法違反の罰則に対するこれまでのアプローチを変える可能性があり、その場合、今後違反企業に科される罰金が著しく増額されることが予想されます。

本判決を受け、今後、商品やサービスの価格設定に関し、業界他社に交渉をもちかける時には注意が必要であるとともに、既存の価格の取り決めについても競争法上の問題がないかを改めて精査しておくことが望ましいと言えるでしょう。

今回は、この裁判例を概観し、カルテル事案における裁判所の考え方と今後の傾向について分析します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

複数の下請人が存在する場合の責任の所在

アスベストに汚染された廃棄物の処理依頼が複数回再委託されたところ、最終委託先が汚染の事実を伝えずに廃棄物処理会社に廃棄物を運びこんだことにより、廃棄物処理会社が多額の損害を被ったとして、廃棄物処理会社が直接の契約相手である最終委託先に加え、元々の依頼人及びその間の下請人らをも訴えたという事案で、ニューサウスウェールズ州最高裁判所は、いずれの相手方に対する請求も棄却しました。本稿では、この裁判例の概要とポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

情報セキュリティマネジメント

オーストラリア健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority）は、複雑化しかつ多発するサイバー攻撃から情報を守り、その脅威を最小限に抑えるために企業に必要とされる健全性基準を発表しました。本稿では、オーストラリア健全性規制庁の発表した健全性基準の内容を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

補償金の確定手続の改正（資源権）

Mineral and Energy (Common Provisions) Act 2014 を改正する Mineral, Water and Other Legislation Amendment Bill 2018 がクイーンズランド州の議会に提出され、資源に関する権益（resource authority）の保有者と土地所有者との間における補償金の交渉が一定期間内に調わなかった場合の紛争解決手段として、現行の土地裁判所（Land Court）の手続に加え仲裁を認める改正が提案されています。本稿では、本改正が成立した場合の実務上の影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

仮想通貨のイニシャル・コイン・オファリング

近時、世界的に議論となっている仮想通貨のイニシャル・コイン・オファリングについて、ASIC が、その発行や売出の主体が国内法人であるかどうかにかかわらず、誤解を招く行為や詐欺的な行為に該当する場合に積極的に取り締まる方針を示しました。本稿では、その内容について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

アクティビストに対する備え

株主権の行使やメディアなどの手段を通じて、短期的な株式売買による利益を追求する米国系ヘッジファンドなどアクティビストの活動が豪州でも活発化しています。本稿では、アクティビストに対する実務上の対策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

研究開発費に関する優遇制度

2018年の連邦予算において、研究開発費に関する税制上の優遇制度について、不誠実な利用を防ぐための施策を含めた広範な改正が行われることが発表されました。本稿では、その内容を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

意匠の国際登録に関するハーグ協定

オーストラリア知的財産庁（IP Australia）は、意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟すべきかを検討するために、そのメリットとデメリットについてまとめた報告書を公表し、2018年5月31日までの間、パブリックコメントに付しました。日本はハーグ協定の締結国です。本稿では、公表された報告書の内容を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

2017年の法改正の動向（2017年12月）

加納弁護士が「2017年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の6つ重要分野のトレンドを解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」（2017）

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文はDoing Business in Australia）」と題する小冊子を2016年版から2017年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

「豪州の不動産法制度と日本からの投資」（「ARES 不動産証券化ジャーナル」Vol. 39 - 2017年9月・10月号）

一般社団法人不動産証券化協会の機関紙であるARES不動産証券化ジャーナルにおいて、加納弁護士と鈴木弁護士が寄稿した記事。豪州の不動産法制度の概要を、日本の不動産法制度と適宜比較しながら、全体的に説明するものとなっています。記事はこちらの[リンク](#)（ARESのウェブサイト）から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
メール：ckawai@claytonutz.com



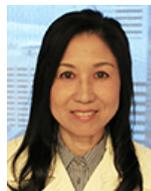
ロイヤー 藤崎信吾
メール：sfujisaki@claytonutz.com



ロークラーク 中島真嗣
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mnakajima@claytonutz.com



ロークラーク 小野田春佳
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：honoda@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com